

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成 18 年国家公安委員会規則第 28 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 信号機に関する基準について、必要な規定の整備を行うこととします。（第 5 条 関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「歩行者または」を「歩行者および遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）または特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）および」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (信号機に関する基準)</p> <p>第5条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って<u>歩行者または自転車</u>が道路を横断することができる場合において、当該信号機および当該他の信号機のいずれもが、車両または路面電車（交差点において既に左折または右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (信号機に関する基準)</p> <p>第5条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者および遠隔操作型小型車（<u>遠隔操作により道路を通行しているものに限る。</u>）または特定小型原動機付自転車（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。</u>）および自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機および当該他の信号機のいずれもが、車両または路面電車（交差点において既に左折または右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第6条以下 省略</p>